

議案第 5 1 号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

北名古屋市国民健康保険税条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 5 8 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 4 年 6 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

## 北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第10項（附則第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第10項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。